

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号。以下「条例」という。）第11条第7項第2号に規定する規則で定める設備は、次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる設備とする。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から2階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から3階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から保育室等（条例第10条第3項に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同令第123条第1項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同条第3項第2号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定す

		る構造とする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

一部改正〔平成28年規則82号〕

- 2 条例第11条第7項第4号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第82号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。